

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三〇三
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇三
 - 公金の収納の事務を委託した件 三〇三
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 三〇三
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三〇四
 - 道路の区域を変更する件 三〇四

告 示

福島県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の収容台数
(変更前) 百九十八台
(変更後) 百十一台
 - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (変更前) (一) 数 十か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - (変更後) (一) 数 七か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 変更しようとする年月日
平成三十年一月十六日
- 届出年月日
平成二十九年五月十五日
- 届出をした者
株式会社いちい
- (「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年五月三十日から同年六月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号
夢みなみ農業協同組合	須賀川市大町八五番地

三 収納の事務を委託する期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(農業経済課)

福島県告示第四百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、広戸川沿岸防災溜池土地改良区から平成二十九年五月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
相馬市初野字内沢三八の九三
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市内郷高野町糯田二七番二地先から同 市内郷高野町石住一二番五地先まで	変更前 の変更後	一一・〇〇 二六・四	三四二・〇 三四〇・〇

(道路計画課)